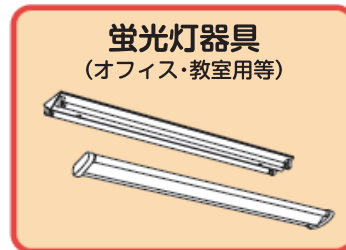
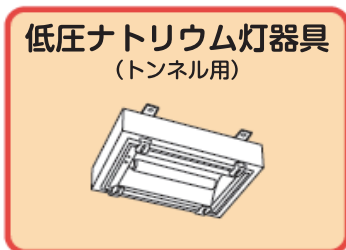


古いビルをお持ちの皆さまへ！！ PCBを含む照明器具がありませんか？



PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称であり、毒性や慢性的な摂取による健康被害が報告されています。高濃度PCBを含む安定器の処分期間は平成33年3月31日までと、残りわずかとなっています。昭和52年3月以前に建設されたビルをお持ちの方で、次の照明器具がある場合は、電気主任技術者等に確認を依頼してください。

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。



PCBが含まれる電気機器の例（照明器具を除く）



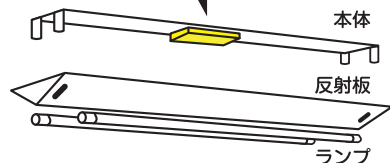
トランス(変圧器)



コンデンサ(蓄電器)



業務用・施設用蛍光灯の安定器



PCB廃棄物の処分期間と処分先

PCB廃棄物の処分期間、処分先については、次のとおりです。

	高濃度PCB廃棄物(安定器・汚染物等)	低濃度PCB廃棄物
PCBの濃度	5,000mg/kg超	0.5超～5,000mg/kg ※低濃度のうち微量は、 数mg/kg～数十mg/kg
処分期間	平成33年3月31日まで	平成39年3月31日まで
処分先	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)北九州PCB処理事業所 ※申込み手続きについては、JESCO HPをご覧ください。 http://www.jesconet.co.jp/index.html	無害化処理認定施設等 ※無害化処理認定施設等の詳細については、 環境省HPをご覧ください。 http://www.env.go.jp/

☆ PCB廃棄物は、定められた期間内に必ず処分しなければなりません。

☆ 現在使用中の機器も期間内に使用を終え、処分する必要があります。

※ 期間内に処分せず、改善命令に違反した場合は、3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰則規定が設けられています。

保有事業者の義務

● 保管・処分状況等の報告

PCB含有機器を松山市内で保有する事業者は、市に届出が必要です。

● 保管する際の基準

PCB廃棄物の保管場所であることを表示するなど、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って、保管してください。

松山市 ホームページ

PCB廃棄物の
保管・処理方法



詳しくは、
松山市HPで検索

PCB廃棄物

検索

建設業の下請業者の皆さまへ!!

ごみの収集運搬には許可が必要です!

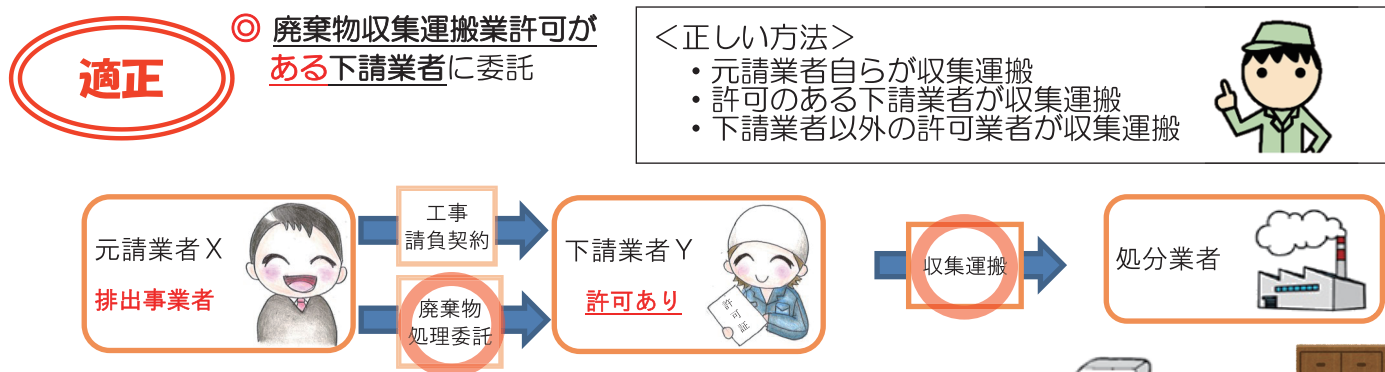


建設工事に伴うごみは、**元請業者に処理責任**があります。

廃棄物収集運搬業許可のない下請業者は、元請業者からごみの処理を頼まれても運ぶことはできません。もし、無許可の下請業者がごみを運べば、**元請業者は委託基準違反**、**下請業者は無許可営業**の罪に問われる場合があります。



下請業者がごみの収集運搬を行うには**廃棄物収集運搬業の許可**が必要です。
元請業者が運搬するか、もしくは廃棄物収集運搬業許可のある業者に収集運搬を委託しましょう。



元請業者の皆様へ! 建物解体の場合に注意!

- ・建物の所有者や入居者が**残した家具等**は、**所有者等の責任で処理しなければなりません**。
- ・残した家具等は、解体工事に伴う廃棄物ではないため、**元請業者の廃棄物として処理することはできません**。解体前に家具等が無いことを必ず確認しましょう。

お問合せ先

松山市役所 環境部 廃棄物対策課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市 HP <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

事業系ごみ適正処理について
さらに詳しい情報はこちら!!

松山市 ホームページ

ごみ分別
はやわかり帳
【事業者用】

